

厚生労働大臣の定める揭示事項

令和 7 年 3 月 1 日現在
福岡県こども療育センター新光園

当園は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。
＜許可病床数：一般病棟 1 棟 30 床＞

入院基本料に関する事項

当園は、「障害者施設等入院基本料 看護配置 10：1」の届出を行っています。
看護師 1 人が受け持つ患者さんを
・日勤帯 9 時 00 分 ～ 17 時 00 分まで、 6 人以内
・夜勤帯 17 時 00 分 ～ 9 時 00 分まで、 10 人以内
としています。

入院時食事療養について

当園は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食 午前 7 時 30 分、昼食 午後 0 時 30 分、夕食 午後 6 時）適温で提供しています。

診療明細書について

当園は、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成 22 年度から領収証を発行する際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、希望される方については明細書を無料で発行しています。

発行を希望される方は、会計窓口にてその旨お申し付けください。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

九州厚生局への届出事項について

当園は、次の施設基準に適合する旨の届出を行っております。

基本診療料の施設基準等に係る届出

- ◆ 障害者施設等入院基本料 10：1
- ◆ 診療録管理体制加算 3
- ◆ 特殊疾患入院施設管理加算
- ◆ 療養環境加算
- ◆ データ提出加算

特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ◆ 小児運動器疾患指導管理料
- ◆ 神経学的検査
- ◆ CT 撮影及び MRI 撮影
- ◆ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
- ◆ 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ◆ 障害児（者）リハビリテーション料
- ◆ 集団コミュニケーション療法料

入院時食事療養の施設基準等に係る届出

- ◆ 入院時食事療養（Ⅰ）

その他の届出

- ◆ 薬剤料に掲げる所定単位当たりの薬価が 175 円以下の場合は、薬剤名等の記載を省略する届出
- ◆ 酸素の購入価格の届出

特掲診療料の施設基準（手術）に係る院内掲示

「医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 5 及び 6 に掲げる手術」について、当園では下記のとおり実施しています。（期間：令和 6 年 1 月～令和 6 年 12 月）

「区分 2 に分類される手術」	ア 靱帯断裂形成手術等（観血的関節授動術）	39 件
「区分 3 に分類される手術」	オ 内反足手術等	0 件

保険外負担に関する事項

当園では下記の項目について、実費の負担をお願いしています。（税込）

診断書の発行に係る費用

普通診断書	1 通につき	660 円
その他の診断書	1 通につき	3,580 円

診療記録の開示に係る費用

複写機による写し	1 枚につき	10 円
その他の写し	実費相当額	

その他保険外負担に係る費用

尿とりパッド・紙オムツ（サイズごと）	1 枚につき	30 円～120 円
私物洗濯代	実費相当額	（1 kg につき 550 円）

予防接種に係る費用

各種予防接種料	実費相当額	
---------	-------	--

以上